

こども育成部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

こども育成部の所管に属する令和2年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年1月14日から同年3月25日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、健康福祉センター運営管理事業における令和2年4月分の普通旅費（日帰り）の支給において、出張命令書により上司の決裁を受けておらず、職員に対する旅費が支給されていないものがあった。必要な措置を講じるとともに、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（こども健康課）

イ 令和2年度私立幼稚園等教材等購入費等補助金に係る補助金等交付申請書に添付された事業計画書について、交付金額の算定に誤りはなかったものの、補助金の対象経費である備品費の内訳が誤って記載されているものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（幼保児童施設課）

(2) 収入に関する事務

保育課出納員領収印（保育園10園分）について、予算決算及び会計規則で定める出納員領収印の様式と異なっていたので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（保育課）

（別表）

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
横須賀市立鴨居保育園新築工事 (保育課)	385,000,000円	令和2年3月18日	令和2年3月18日 ～ 令和3年2月26日